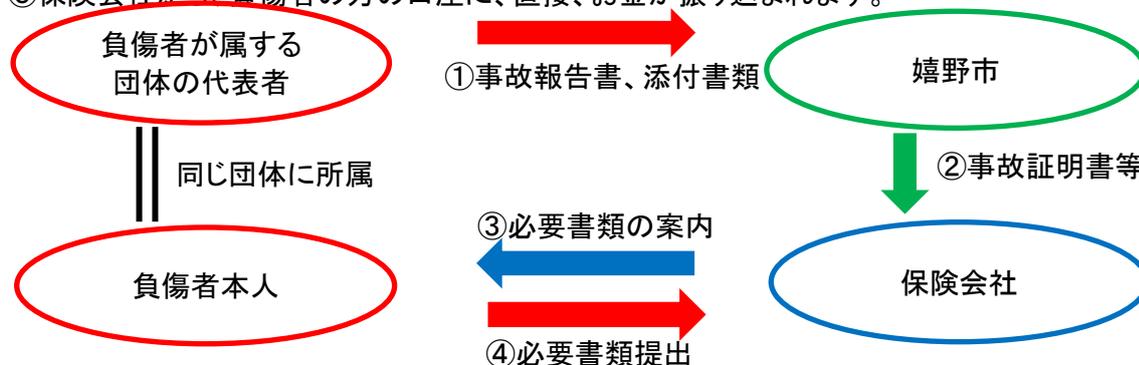


手続きはどうするの？

傷害事故の場合は、以下のとおりです(賠償事故の場合、多少異なります。事前におたずねください)

- ①事故発生後、団体の代表者の方から、事故報告書を嬉野市に提出していただきます。
完治している必要はありませんので、事故発生後速やかに(20日以内をめやすに)ご報告ください。
- ②嬉野市は、事故報告書の内容を精査し、市が契約している保険会社に連絡をいたします。
- ③保険会社から、負傷者の方に、直接、請求書類を郵送します。
- ④負傷者の方は、請求書に必要な事項を記入し、領収書などの書類を添え、保険会社に返送します。
- ⑤保険会社から、負傷者の方の口座に、直接、お金が振り込まれます。



様式はどこにあるの？

嬉野市役所 塩田庁舎 企画政策課 にあります。市のHPからダウンロードすることもできます。

その他注意点は？

- ・団体としての活動でない、個人的な活動による事故は、保険の対象となりません。
- ・市民活動に際し支給される、弁当代や、交通費・作業用機械の油代などの実費は、報酬には含まれません(=無報酬の活動扱いになります)。
- ・傷害事故の対象となるには、負傷者が1日以上通院または入院していることが必要です。
- ・要綱に定める適用除外となる場合は、お金を支払えませんのでご注意ください。(下記は一例です)
ex. 共通・・・市民団体の指導者等の故意による事故、暴動・天災などによる事故
傷害事故・・・危険なスポーツ、早産や流産ほか外科的手術、ムチウチ症 など
賠償事故・・・車両や動物に起因する事故、市民団体の指導者等の同居の親族に対する賠償
- ・傷害事故の際に支給するお金は、一種の見舞金であり、実費の補償ではありません。
もしもの事故にきちんと備えたいという場合は、民間の保険の加入を検討してください。
高額の損害賠償に備えられたい場合も、同様に民間保険の加入を検討してください。

嬉野市役所 塩田庁舎2階 企画政策課
電話0954-66-9117(直通)